

事 務 連 絡  
令和 4 年 11 月 4 日

都道府県労働局  
労働基準部健康主務課

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部労働衛生課

新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症  
及び季節性インフルエンザに係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に  
対する配慮について」の周知について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にあり  
がとうございます。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、  
季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があるこ  
とから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・  
重点化を進めていくこととしています。こうした対策を効果的に実施できるよ  
う、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ  
・インフル同時流行対策タスクフォースにおいても、「新型コロナウイルスと季節  
性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただい  
たところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療  
機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行  
う。」とされています。

そのため、別添のとおり厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部  
から日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会（会員企  
業）、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部（局）（地域の事業主団体又は  
企業等）、関係府省庁宛に事務連絡が発出されたところです。

都道府県労働局及び労働基準監督署においては、職場における新型コロナウ  
イルス感染拡大防止対策相談コーナーでの相談受付時や個別事業場における感  
染防止対策の取組状況の確認及び指導に際しては、引き続き、別添の内容につい  
て周知をお願いします。

なお、検査結果や治癒の証明書等に係る対応については、既に別紙のとおり、  
「新型コロナウイルスに関する Q&A」、「令和 4 年度インフルエンザ Q&A」にて事  
業者向けに周知しておりますので、併せて周知をお願いいたします。

Q 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認することはできますか。

現在、PCR 検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体に PCR 検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。

PCR 検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。

なお、PCR 検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

※ 厚生労働省 HP 新型コロナウイルスに関する Q&A 10 その他 問 7

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00007.html#Q10-7](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00007.html#Q10-7)

Q インフルエンザにり患した従業員が復帰する際に、職場には治癒証明書や陰性証明書を提出させる必要がありますか？

診断や治癒の判断は、診察に当たった医師が身体症状や検査結果等を総合して医学的知見に基づいて行うものです。インフルエンザの陰性を証明することが一般的に困難であることや、患者の治療にあたる医療機関に過剰な負担をかける可能性があることから、職場が従業員に対して、治癒証明書や陰性証明書の提出を求めることは望ましくなく、提出は不要です。

※ 厚生労働省 HP 令和 4 年度インフルエンザ Q&A 問 18

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleenza/QA2022.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infuleenza/QA2022.html)

他、日本商工会議所、全国中小企業団体連合会、自治体、関係省庁あてに発出しておりますが、同一内容のため、添付を省略しております。

事 務 連 絡  
令和 4 年 11 月 4 日

日本経済団体連合会 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る  
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後、冬に向けて、今夏を上回る感染拡大が生じる可能性があることに加え、季節性インフルエンザも流行し、より多数の発熱患者が生じる可能性があることから、発熱外来をはじめとする外来医療体制について、これまで以上の強化・重点化を進めていくこととしています<sup>注1)</sup>。こうした対策を効果的に実施できるよう、関係する団体・学会、経済団体、国・地方の行政機関が参加した新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース<sup>注2)</sup>においても、「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」についてコンセンサスをいただいたところです。

上記対応では、「発熱外来のひっ迫等を回避するため、従業員又は生徒に医療機関等が発行する検査結果や治癒の証明書を求めないことについて、周知を行う。」とされています。

このため、下記の内容を御了知の上、会員企業への周知徹底をお願いします。

注1) 「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日) 別紙「With コロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」(<https://corona.go.jp/withcorona/>)

注2) 「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」(令和4年10月18日) 資料1 「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」(<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>)

## 記

### 1. 新型コロナウイルスについて

一 従業員又は児童等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

二 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

※ 新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。

※ 有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

三 従業員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後、職場又は学校等に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

四 従業員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

### 2. 季節性インフルエンザについて

一 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

二 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

以上